

第1回改善検討会の主な意見と 事務局提案について

「臨床工学技士学校養成所指定規則」、「臨床工学技士養成所指導ガイドライン」等の教育に関連する見直しの主な検討事項 — 要望書事項の全体像 —

第1回臨床工学技士学校養成所
カリキュラム等改善検討会
令和2年11月5日

資料4
(一部改変)

1. 教育内容及びその単位数の見直しに関する事項

(1) 臨床工学技士学校養成所指定規則、臨床工学技士養成所指導ガイドライン、告示等における見直しについて

臨床工学技士法第14条1～3号の指定施設における教育内容及びその単位数について見直しの検討を行うとともに、法14条4号の科目承認校の教育内容等においてもこれを踏まえた見直しを行う。

2. 臨床実習の在り方に関する事項

(1) 臨床実習の1単位の時間数について

臨床実習外で自己学習等がある現状を踏まえ、加味した1単位の時間数とするよう検討する。

第1回(11/5)にて意見確認対象
(一部再度意見確認)

(2) 臨床実習の中で実施する教育内容の見直しと臨床実習前評価の実施について

臨床実習の中で必ず実施すべき教育内容について見直し、併せて、臨床実習に臨む学生に対し、養成施設において基礎の知識、技術及び態度の総復習を必須とする事について検討する。

(3) 臨床実習施設において有することが求められる実習用設備について

臨床工学技士の臨床実習施設として利用する病院において実習用設備として有することが求められる設備について見直しの検討を行う。

(4) 臨床実習指導者の要件について

臨床実習を行う施設における臨床実習指導者の配置要件として、追加可能な事項について検討する。

3. その他に関する事項

(1) 教育上必要な機械器具、標本及び模型について

教育内容の見直しに即した機械器具、標本及び模型として、標準に整備する品目について検討する。

第2回(本日)の
意見確認対象

臨床工学技士学校養成所カリキュラム等改善検討会 (第1回)で構成員よりいただいたご意見

1. 教育内容に関して

- 医学的倫理は今後ますます重要となることから、基礎分野のみならず、「臨床工学に必要な医学的基礎」等の専門基礎分野に追加してはどうか。
- 医療施設では低侵襲手術や内視鏡外科関連、ロボット支援手術などが増加傾向にあることから、それらに関連する機器の保守点検についてもカリキュラムに追加してはどうか。
- 薬剤に係わることが多いことから、薬理に関する知識の中で副作用も十分に行っていただきたい。
- 臨床工学の医療機器を扱う上での物性工学であることから、「生体物性工学」と改めてはどうか。
- 臨床工学の医療機器を扱う上での材料工学であることから、「医療材料工学や生体材料工学」等と改めてはどうか。

2. 臨床実習に送り出す前の準備教育に関して

- 臨床実習を見学型のみ留めず参加型も取り入れていくべきであり、その分の訓練を臨床実習に送り出す前準備として、十分に行っていただきたい。
- 臨床実習に送り出す前準備として、患者心理や接遇、コミュニケーションについて十分に行っていただきたい。
- 臨床実習に送り出す前準備として、清潔操作や感染管理などの医療安全を十分に行っていただきたい。

臨床工学技士学校養成所カリキュラム等改善検討会 (第1回)で構成員よりいただいたご意見

3. 臨床実習の1単位の時間数見直しに関する事項について

- ある程度フレキシブルにできるように見直しを図っていいのではないか。

4. 臨床実習に関して

- 手術室やICU、透析室等の患者の命に直結した現場で業を行う職種であり、臨床実習を受け入れる立場としては、患者安全や感染リスクの面からみて現在の一カ月程度の臨床実習は受け入れやすい。
- 臨床工学技士の臨床実習は施設により様々であり、見学のみで終わる場合もあるが、例えば機器の準備や保守点検などといった実践に近い半参加型の実習教育を、臨床実習に取り入れていくべきではないか。

5. 臨床実習の指導者負担に関して

- 臨床実習を増やす場合、指導側の負担が増大することから、指導者数などを確保するための対策も併せて検討すべき。
- 医療施設の臨床工学技士は日常業務で多忙となり、指導は新人教育で手一杯となっている。臨床実習における教育に時間を割く余力がなく大きな問題となっており、指導者の確保は大変重要な課題であり検討すべき。

臨床実習の1単位の時間数見直しに関する事項

構成員よりいただいたご意見

- ▶ ある程度フレキシブルにできるよう見直しを図っていいのではないか。

事務局提案

臨床実習1単位の計算方法について、45時間の実習をもって計算することを見直し、その他の実習と同様に30時間から45時間の範囲で定めることとする。

<現行の指導ガイドライン>

臨床工学技士学校養成所指導ガイドライン

4 授業に関する事項 (2)

単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。

なお、時間数は実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。

(3)

臨床実習については、1単位を45時間の実習をもって計算すること。

<事務局提案（現行に追記）>

臨床工学技士学校養成所指導ガイドライン

4 授業に関する事項 (2)

単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。

なお、時間数は実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。

(3) 削除